

## 日本 TEACCH®公認専門職ネットワーク協会 賛助会員規約

### 第1条（目的）

本会の趣旨に賛同し、ノースカロライナ大学 TEACCH®自閉症プログラムの公認専門職（Pレベル＝プラクティショナーレベル）取得をめざす者に対して、本会正会員による互助活動を行うことを目的とする。

### 第2条（対象）

ノースカロライナ大学 TEACCH®自閉症プログラムの公認専門職（Pレベル）取得をめざす者は、TEACCH®公認専門職の趣旨を理解し、必要な手続きを経たうえで、賛助会員となることができる。

### 第3条（入退会）

- 1) 賛助会員は、入会申込書を会頭に提出し、役員会の承認を経て、本会賛助会員となることができる。退会を希望するものは、退会届を会頭に届け出るものとする。
- 2) 賛助会員は、公認専門職（Pレベル）取得に向けた取り組みが2年以上にわたりみられない場合（ガイダンス担当者と2年以上コンタクトがない場合）もしくは、TEACCH®自閉症プログラムに資格取得申請が可能な期間（上限5年）を越えた場合は、退会となる。

### 第4条（権利）

- 1) TEACCH®自閉症プログラムの公認専門職（Pレベル）取得に向けたガイダンスを、本会より受けることができる。
- 2) 本会のニュース・レターを受信することができる。
- 3) 本会ホームページの正会員ページにアクセスする権利は有しない。
- 4) 総会に出席し、議決権を行使することは認められない。

### 第5条（会費）

入会金 5,000 円、年会費 4,000 円。

年度途中で入退会した場合であっても、当該年度の年会費は支払うものとする。

附則 本規定は 2017 年 5 月 28 日から発効する。

2018 年 5 月 25 日から改定する。

2021 年 5 月 1 日から改定する。